

相続放棄・限定承認の申述の有無の照会について

〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所家事訟廷記録係

電話番号(直通): 06-6943-5756

第1 相続人からの申請

下記の必要書類を同封の上、当係まで郵送してください。

1 申請書

「照会書」に必要事項を記入し、申請者の印(認め印で可)を押印してください。

2 身分証明書(運転免許証,健康保険証等)のコピー

3 利害関係疎明資料(いずれもコピーで可,原本の添付不要)

一般的には以下の書類になりますが、相続関係により異なりますので、詳細は当係までお問い合わせください。

(1) 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本

(2) 申請者の戸籍謄本

4 返送用封筒(住所・宛名を記載したもの)

5 返送用郵便切手(普通郵便の場合で80円)

【注意】

すでに相続放棄済みの方からの、同一の被相続人についての、相続放棄・限定承認の申述の有無の照会については原則として応じることができませんので、御了承ください。

これは、相続放棄をした方は、その相続については、初めから相続人とならなかったものとみなされ(民法939条)、相続人としての利害関係が認められなくなるからです。

ただし、相続関係以外の利害関係がある場合は照会に応じることができる場合もあります。

第2 債権者からの申請

下記の必要書類を同封の上，当係まで郵送してください。

1 申請書

「照会書」に必要事項を記入し，申請者の印(認め印で可)を押印してください。

ただし，法人の場合は，会社代表者の職印を押印してください。なお，支配人登記がされている場合は，支配人からの申請も可能です。

2 資格証明書（法人の場合）

原本が必要です。なお，当庁は資格証明書類に関しては原本還付を行っておりませんのでご了承ください。

債権回収会社からの申請の場合は，債権回収に関する委託証明書の原本も必要です。

契約時から法人の合併や商号変更がされている場合や債権譲渡により債権者が変更している場合はそれを証する書面（法人の登記事項証明書や債権譲渡通知書等）のコピーも必要となります。

3 身分証明書（運転免許証，健康保険証等）のコピー（個人の場合）

4 利害関係疎明資料（いずれもコピーで可，原本の添付不要）

一般的には以下の書類となりますが，事例により異なりますので，詳細につきましては，事前に当係までお電話にてお問い合わせください。

- (1) 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本
- (2) 債権者であることを証する資料（契約書等）
- (3) 被相続人の住民票（除票），戸籍附票，(契約時添付の)印鑑登録証明書等

5 返送用封筒（住所・宛名を記載したもの）

6 返送用郵便切手（普通郵便の場合で80円）

第3 同一の被相続人について再度照会する場合について

相続放棄等の申述の有無についての照会の前回の回答書のコピーを添付いただければ，利害関係疎明資料及び（法人の場合の）資格証明書の添付を省略していただいて差し支えありません。

ただし，資格証明書につきましては，前回の回答書の日付から1年以上経過している場合や前回の照会時から代表者が変更している場合は改めて添付いただく必要があります。

第4 手数料，回答までに要する期間等について

- 1 手数料は無料です。
- 2 本照会につきましては，決裁完了後，後日，回答書を郵送する方法にて回答させていただきますので，直接来庁して申請いただいても，申請書類を受理するのみで，その場で回答することはできませんので，御了承ください。
- 3 疎明資料が不足している場合には，電話等で資料の追完をお願いすることがあります。
- 4 申請書受付後，回答書送付まで平均1週間程度掛かりますので，御了承ください。

第5 調査期間について

調査期間は，以下のとおりです（平成26年現在）。

- 1 被相続人の死亡日が，**昭和59年以降**の場合，現在までの申述の有無を調査します。
- 2 被相続人の死亡日が，**昭和58年以前**の場合，当時の審判書原本及び記録が保存期間経過により廃棄されているものがあり，被相続人や相続人等の同一性の確認が不可能なため，原則として，照会に応じられません。